

# 編修趣意書

(教育基本法との対照表)

受理番号	学 校	教 科	種 目	学 年
26-16	中学校	音 楽	器楽合奏	第1～3学年
発行者の 番号・略称	教科書の 記号・番号	教 科 書 名		
27 教芸	器楽 774	中学生の器楽		

## 1. 編修の趣旨及び留意点

### [編修の趣旨]

教育基本法の趣旨に則りつつ、学習指導要領音楽科に示された内容を無理なく習得することができるように、次の事項を編修の趣旨としました。

#### ① 学習内容と手順が明確に分かる教科書

前半の「Let's play instruments!」のセクションにおいては、各楽器の特性を理解しつつ、それらの基本的な奏法を理解できるように、分かりやすい解説を写真とともに示しました。

また、「アンサンブル セミナー」のセクションにおいては、各教材に学習目標を大きく示し、それに迫るための具体的な学習活動を、手順に沿って示しました。さらに、思考・判断を行うための指針となる問いかけを「吹き出し」の形で示し、学習の観点が明確になるように工夫しました。

#### ② 鑑賞や創作とリンクした和楽器の学習ができる教科書

前半の「Let's play instruments!」の和楽器の部分では、各楽器の特徴やよさを感じ取ることのできる鑑賞教材を例示し、「箏」では、楽器の特性を生かした「創作」の学習も取り入れて、より幅広い学習ができるようにしました。

#### ③ 各学校の実態に即して、多様な音楽のよさを味わえる教科書

各学校の楽器の保有状況や、生徒数など、さまざまな実態に応じた選曲ができるように、特に「アンサンブル」のセクションでは、大小さまざまな編成のアンサンブル曲を掲載しました。さらに、我が国の伝統音楽やその手法を用いた曲なども掲載し、多様な音楽のよさを味わえるように配慮しました。

## 【編修上の留意点】

より分かりやすく、学習がスムーズに進む教科書とすべく、次の点に留意しました。

### ① ユニバーサルデザインを目指した内容、デザインとする。

全ての生徒にとって、分かりやすく、取り組みやすい教科書となるよう、教材そのものの難易度や、文章の分かりやすさにいっそう配慮するとともに、重要な学習事項が優先的に目に入るような、シンプルなデザインとしました。また、色の見分けのつきにくい生徒にとって、学習上の支障が生じないよう、当事者チェックを受けています。

### ② 生徒の興味・関心を高め、学習意欲を喚起しやすい内容とする。

生徒の興味・関心を高め、学習の動機付けとなるような情報を含めることで、より主体的な学習ができるように工夫しました。

## 2. 編修の基本方針

教育基本法第2条に定められた教育の目標を踏まえ、音楽科における知識・理解を深め、思考力・判断力・表現力のバランス良い育成を図るために、次のような基本方針のもとに編修しました。

- 1 | 音楽科の学習を通して**知識・教養の確実な向上**を図ることができるよう、学習指導要領に示された「内容」や、「内容」に示された〔共通事項〕と緊密な関連をもった学習が確実に行われるようにしました。
- 2 | 「創作」の学習などを通して**個人の創造性を培う**とともに、グループ活動等によって**主体的に「協働」**しながら学習を進めることができるようにしました。
- 3 | **我が国や郷土を愛する心を育成**することができるように、我が国の伝統的な音楽を教材として扱いました。
- 4 | **他国の文化を尊重する態度を育成**することができるように、諸外国の音楽を教材として扱いました。

### 3. 対照表

図書構成・内容	特に意を用いた点や特色	該当箇所
音楽学習 MAP	<ul style="list-style-type: none"> <li>各教材と、学習指導要領の「内容」との関連を「音楽学習 MAP」に明確に示し、バランスのよい学習が行われるように配慮しました。(第一号)</li> <li>「Let's play instruments!」「アンサンブル セミナー」の各教材と、学習指導要領に示された〔共通事項〕との関連を、各教材の学習目標等に準じて例示し、〔共通事項〕を支えとした学習が確実に行われるように配慮しました。(第一号)</li> </ul>	
Let's play instruments!	<ul style="list-style-type: none"> <li>各楽器の特性や基本的な奏法が理解できるように、分かりやすい写真と説明文を示しました。(第一号)</li> <li>生徒一人一人の創造性を育成するために、創作の学習内容を示しました。(第二号)</li> <li>和楽器を活用した学習活動を通して、我が国の伝統的な音楽に親しみ、そのよさを味わえるようにしました。(第五号)</li> </ul>	<p>p. 3～49「リコーダー」「ギター」「箏」「三味線」「太鼓」「篠笛」「尺八」「打楽器」</p> <p>p. 31 「My Melody」</p> <p>p. 24 「箏」、p. 32 「三味線」、p. 38 「太鼓」、p. 42 「篠笛」、p. 44 「尺八」</p>
アンサンブル セミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ活動の中で、協力しながら学習を進められるような教材を含めました。(第三号)</li> </ul>	<p>p. 53 「パートの役割」</p> <p>p. 55 「曲の構成」</p>
アンサンブル	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ活動の中で、協力しながら学習を進められるような教材を含めました。(第三号)</li> <li>我が国の伝統と文化を尊重する態度を育成するために、我が国の伝統的な音楽や、その手法を用いた教材を掲載しました。(第五号)</li> </ul>	<p>p. 56～85</p> <p>p. 80 「さくらさくら」(箏)</p> <p>p. 81 「風にのって」(太鼓)</p> <p>p. 82 「MATSURI」(篠笛)</p> <p>p. 84 「寄せの合方」によるリズムアンサンブル</p>
名曲スケッチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>西洋のクラシック音楽の名曲のテーマをアルトリコーダーで演奏しながら、それらに親しめるようにしました。(第一号)</li> </ul>	<p>p. 86～89</p>

口絵資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の伝統と文化を尊重する態度を育成するために、我が国の伝統的な楽器奏者の、楽器への思いを掲載しました。(第五号)</li> <li>・我が国の伝統と文化を尊重する態度を育成するために、我が国の伝統音楽にどのような楽器が使われているかを示しました。(第五号)</li> </ul>	<p>口絵 1・2 「楽器と出会う」 (箏, 尺八)</p> <p>口絵 8 「日本の伝統音楽の楽器編成」</p>
------	---	---

---

## 4. 上記の記載事項以外に特に意を用いた点や特色

---

### ① 我が国の音楽文化

我が国を愛する態度を育成できるように、和楽器を取り上げる際には、単に楽器の特性や奏法にとどまらず、それらの音や音楽のもつ特質や、姿勢に関する内容を含めました。

- ▶ p. 26 「姿勢と礼儀」, p. 27 「糸の響き」, p. 28 「弾き歌い」, p. 29 「唱歌」,  
p. 31 「余韻の変化」, p. 36 「サワリ」, p. 37 「唱歌」, p. 41 「音がよく響く場所」,  
p. 41 「唱歌」, p. 43 「指打ち」, p. 45 「音色の変化」

### ② 多様なジャンルから選曲した合奏

多様な音楽に触れることができるように、クラシックからポピュラー、我が国の伝統音楽、諸外国の民族音楽など、さまざまなジャンルから合奏教材を選曲し、幅広い学習活動が行えるように配慮しました。

- ▶ p. 50～85

# 編修趣意書

(学習指導要領との対照表)

受理番号	学校	教科	種目	学年
26-16	中学校	音楽	器楽合奏	第1～3学年
発行者の 番号・略称	教科書の 記号・番号	教科書名		
27 教芸	器楽 774	中学生の器楽		

## 1. 編修上特に意を用いた点や特色

### ① 教材の選択

創造的に音楽活動にかかわり、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けていくことができるように、適切な教材を選択しました。

### ② 楽器への憧れを喚起する紙面

生徒が、さまざまな楽器への憧れをもって学習を進めることができるように、演奏写真や楽器の写真に適宜豊富に取り上げました。また、巻頭口絵には楽器奏者のコメントを掲載しました。

### ③ 我が国や諸外国の音楽文化に対する理解を深める教材

特に「Let's play instruments!」では、各楽器の特性やそれによって演奏されるさまざまな音楽への理解が深められるように鑑賞曲を掲載しました。

また、我が国の音楽文化により深く触れられるよう、「アンサンブル」の中にも和楽器を用いた教材を掲載しました。

### ④ 学習指導要領の「内容」及び〔共通事項〕に関連した学習ができる教材

「Let's play instruments!」「アンサンブル セミナー」については、学習指導要領の「内容」に示された指導事項及び〔共通事項〕との関連が分かるように「音楽学習 MAP」に示しました。

また、「アンサンブル セミナー」では、教材の特性に応じて、〔共通事項〕に関連づけながら学習が深められるような学習目標及び学習活動を示しました。さらに、「アンサンブル」においても、〔共通事項〕に関連する演奏上のポイントを簡潔に示しました。

## 2. 対照表

図書の構成・内容	学習指導要領の内容	該当箇所
「アンサンブル セミナー」全般 「アンサンブル」全般 「名曲スケッチ」全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年 A 表現(2)ア 曲想を感じ取り、表現を工夫して演奏すること。</li> <li>・ 2・3年 A 表現(2)ア 曲想を味わい、曲にふさわしい表現を工夫して演奏すること。</li> </ul>	p. 50～89
「Let's play instruments!」全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年 A 表現(2)イ 楽器の特徴をとらえ、基礎的な奏法を身に付けて演奏すること。</li> <li>・ 2・3年 A 表現(2)イ 楽器の特徴を理解し、基礎的な奏法を生かして演奏すること。</li> </ul>	p. 3～49
「アンサンブル セミナー」全般 「アンサンブル」全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年 A 表現(2)ウ 声部の役割や全体の響きを感じ取り、表現を工夫しながら合わせて演奏すること。</li> <li>・ 2・3年 A 表現(2)ウ 声部の役割と全体の響きとのかかわりを理解して、表現を工夫しながら合わせて演奏すること。</li> </ul>	p. 50～85
「箏」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年 A 表現(3)ア 言葉や音階などの特徴を感じ取り、表現を工夫して簡単な旋律をつくること。</li> <li>・ 2・3年 A 表現(3)ア 言葉や音階などの特徴を生かし、表現を工夫して旋律をつくること。</li> </ul>	p. 31 「My Melody」
「箏」 「三味線」 「太鼓」 「篠笛」 「尺八」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年 B 鑑賞(1)ウ 我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴から音楽の多様性を感じ取り、鑑賞すること。</li> <li>・ 2・3年 B 鑑賞(1)ウ 我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴から音楽の多様性を理解して、鑑賞すること。</li> </ul>	p. 24 「楽器の音色を聴いてみよう」 p. 32 (同上) p. 38 (同上) p. 42 (同上) p. 44 (同上)
「リコーダー」 「ギター」 「箏」 「三味線」 「太鼓」 「篠笛」 「尺八」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年 B 鑑賞(2) 我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに適切なものを取り扱う。</li> <li>・ 2・3年 B 鑑賞(2) 我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに適切なものを取り扱う。</li> </ul>	p. 3 「楽器の音色を聴いてみよう」 p. 16 (同上) p. 24 (同上) p. 32 (同上) p. 38 (同上) p. 42 (同上) p. 44 (同上)

全般	<p>・全学年〔共通事項〕(1)</p> <p>ア 音色, リズム, 速度, 旋律, テクスチャ, 強弱, 形式, 構成などの音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し, それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ受すること。</p> <p>イ 音楽を形づくっている要素とそれらの働きを表す用語や記号などについて, 音楽活動を通して理解すること。</p>	全般
----	---	----

# 編修趣意書

(発展的な学習内容の記述)

受理番号	学 校	教 科	種 目	学 年
26-16	中学校	音 楽	器楽合奏	第1～3学年
発行者の 番号・略称	教科書の 記号・番号	教 科 書 名		
27 教芸	器楽 774	中学生の器楽		

ページ	記 述	類型	関連する学習指導要領の内容や 内容の取扱いに示す事項
口絵1・2	楽器と出会う	2	第2〔第1学年〕〔第2学年及び第3学年〕2内容 A表現(2)に関連して、音楽表現におけるさまざまな楽器の活用について考察する。

(発展的な学習内容の記述に係る総ページ数 2ページ)

(「類型」欄の分類について)

- 1…学習指導要領上、隣接した後の学年等の学習内容(隣接した学年等以外の学習内容であっても、当該学年等の学習内容と直接的な系統性があるものを含む)とされている内容
- 2…学習指導要領上、どの学年等でも扱うこととされていない内容